平成２９年（フ）第９０８号
仙台市若林区かすみ町４番８号
債務者　大場　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
仙台市青葉区下愛子字二本松15番地の25
フェリシダ広瀬502
債務者　榊枝　弘勝
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
宮城県気仙沼市東八幡前275－１　やまじゅうアパート５号、住民票上の住所宮城県気仙沼市要害171番地３
債務者　佐藤　登伸
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第８号
福島県いわき市内郷高坂町砂子田１番地の３
市営住宅1116
債務者　斉藤　厚子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第９号
福島県いわき市内郷高坂町砂子田１番地の３
市営住宅1116
債務者　斉藤　啓一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１０号
福島県いわき市四倉町字西１丁目33番地の３
坂本ハイツ103
債務者　斉藤　賢二（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第６号
茨城県日立市十王町伊師本郷3922番地６（リバーサイドハウスＡ105号）
債務者　岩崎　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第７号
茨城県北茨城市大津町字五浦２丁目96番地１
債務者　飯村　友美（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第８号
茨城県日立市本宮町４丁目７番８号
債務者　大久保芳之
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１４号
茨城県土浦市小岩田東１丁目14番23号
債務者　小越　雅人
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第３１号
茨城県土浦市真鍋新町12番18号　さつき荘Ｂ－22、前住所茨城県土浦市中村西根1483番地１
債務者　佐々木一成
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
茨城県古河市西牛谷765番地１　ウエストヴァレーハイツ203、前住所茨城県古河市本町２丁目14番11号　コーポウェイ201号
債務者　鶴田　　崇
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２８８号
金沢市古府町南965番地
債務者　沼田　　章
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８９号
金沢市古府町南965番地
債務者　沼田　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４号
石川県羽咋市大川町北新51番地　アイビス大川　102号、従前の住所石川県羽咋市石野町へ18番地５　ファミール石野　201号
債務者　田中　春美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１０１４号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地19号棟106号
債務者　針池　正明
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４４号
神戸市須磨区妙法寺字白坂1022番地の43
債務者　守口　万貴（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７号
神戸市中央区上筒井通５丁目２番28号　上筒井パークハイツ303号室、従前の住所兵庫県豊岡市正法寺671番地の５　マンションエトワール202号
債務者　牧田　裕弓
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部